

## 周南市「赤ちゃんの駅」登録事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、乳幼児連れの家族が気軽に立ち寄り、授乳又はおむつ替えができる施設を「赤ちゃんの駅」として登録する事業(以下「登録事業」という。)を実施し、その所在を利用者に広く周知することにより、安心して外出できる環境づくりを推進し、地域全体で子育てを支援する意識の醸成を図ることを目的とする。

### (利用者)

第2条 利用者は、原則として乳幼児(おおむね 3 歳未満の児童)連れの保護者等で、利用は授乳又はおむつ替えの場合に限る。

### (対象施設)

第3条 対象施設は、市内の公共施設又は民間施設で、青少年の健全育成を妨げるおそれのある施設(18 歳未満の利用が禁じられている施設等)でないものとする。

### (登録基準)

第4条 「赤ちゃんの駅」として登録できる施設は、次の各号に掲げる事項を満たす施設とする。

- (1) 授乳の場又はおむつ替えの場の両方又は一方を提供でき、希望者が無料で安心して利用できる施設であること。
- (2) 周南市「赤ちゃんの駅」事業実施要件確認書(別記様式第 1 号)に記載の該当する区分の各要件を満たすこと。

### (登録方法)

第5条 「赤ちゃんの駅」として登録を希望する施設の管理者は、周南市「赤ちゃんの駅」登録申請書(別記様式第 2 号)を市長へ提出するものとする。

2 市長は、前項の申請書の提出があったときは、現地査察等により施設を審査し、第 4 条に規定する登録基準を満たすと認める場合は、周南市「赤ちゃんの駅」登録台帳(別記様式第 3 号)に記載し、「赤ちゃんの駅」として登録する。また、登録された施設(以下「登録施設」という。)に対し、シンボルマーク入りのステッカー又はバナーを交付するものとする。

### (登録の変更・解除)

第6条 登録施設の管理者は、登録申請書に記載した事項に変更が生じるとき、又は登録を解除しようとするときは、あらかじめ周南市「赤ちゃんの駅」登録内容変更・解除届(別記様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、登録施設の管理者又は登録施設が、法令に違反したとき、「赤ちゃんの駅」として登録基準を満たさないことが明らかになったとき又は「赤ちゃんの駅」として適当でないとするときは、登録を解除することができる。

### (登録施設の標示)

第7条 登録施設の管理者は、市が交付するシンボルマーク入りのステッカー又はバナーを利用者の目に付きやすい場所に掲示し、管理するものとする。

2 登録施設の管理者は、ステッカー又はバナーが破損又は劣化した場合は、市に交換

を申し出るものとする。

- 3 登録施設の管理者は、登録を解除するときは、解除の日以降、ステッカー又はバナーを掲示してはならない。

(施設の管理)

第8条 登録施設の管理は、当該施設の管理者の責任において管理する。

(利用日・利用時間の制限)

第9条 利用日及び利用時間は、登録施設の管理者が登録時に決定する。

- 2 前項の規定にかかわらず、登録施設の管理者の判断で、臨時的に登録事業を実施しないことができる。

(利用の制限等)

第10条 登録施設の管理者は、「赤ちゃんの駅」の利用者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その利用を制限し、若しくは拒み、又は退去を命ずることができる。

- (1) 登録施設の安全性の確保又は適正な衛生管理を行う上で、重大な支障があると認められるとき。
- (2) 利用者が、登録施設の管理者の指示に従わなかったとき。
- (3) その他施設管理上の支障があるとき。

(普及・啓発)

第11条 市は、広報やホームページ等への掲載等により、登録施設についての情報提供を行い、登録事業を広く市民に周知するものとする。

(施設の確認)

第12条 市長は、登録施設に対し、必要に応じて登録事業の実施状況を確認し、又は報告を求めることができる。

(登録の有効期間)

第13条 登録事業の有効期間は、登録の日から当該登録の日の属する年度の末日までとする。ただし、当該年度末までに登録施設の管理者から特段の申出がない場合は、年度ごとに自動更新するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 23 年 11 月 22 日から施行する。